

# 横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者募集要項

## 1 趣旨・目的

横浜市（以下「市」という。）に対して寄附（ふるさと納税）していただいた方（市外在住の個人に限る。以下「寄附者」という。）へ感謝の意を表するとともに、寄附者の方が「ふるさと納税」を契機として横浜の魅力に直に触れることにより、将来にわたって横浜を応援したくなるような「横浜ならではの」魅力溢れる体験型・体感型の返礼品を提供する、横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者（以下「返礼品事業者」という。）を募集します。

## 2 対象となる返礼品

(1) 市内において、次の各分野に係るサービス又は役務（以下「サービス等」という。）の提供を目的とする返礼品（※1）を募集します。

ア 宿泊

イ 食事

ウ 観光

エ 市内限定体験

(2) 「ア 宿泊」、「ウ 観光」、「エ 市内限定体験」については、各分野単体での提案に加え、二つの分野を組み合わせることもできるものとします。

(3) 「イ 食事」については、市内における旅行消費額増大等の観点から、「ア 宿泊」、「ウ 観光」、「エ 市内限定体験」のいずれかの分野と組み合わせる提案してください。（※2）

但し、「イ 食事」とそれ以外の分野とを組み合わせる提案が1つ以上ある場合に限り、「イ 食事」単体での提案も可能とします。

※1 本件募集の趣旨及び市が強化している文化芸術・観光施策の推進の観点から、食品・物品等の「物」の提供を目的とする返礼品は、今回の募集の対象外とさせていただきます。

※2 「食事」の分野のみを単体で提案（応募）することはできませんのでご注意ください。

## 3 応募資格

本件募集に応募するには、次に定める条件を全て満たしていることが必要となります。

(1) 市内に本店（本社）、支店（支社）又は事業所を有する法人、団体又は個人事業者であること。

(2) 返礼品の安定的供給を確保するため、次の要件を満たしていること。

ア 市内において、提案内容と同一又は類似のサービス等を応募時点において6か月以上継続して提供した実績があること。

イ ひとつの法人、団体又は個人事業者でサービス等の提供が可能であること。（※3）

(3) 国税及び市税を滞納していないこと。

(4) 自らの事業を行うに当たり、各種関係法令を遵守していること。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条

例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではないこと。

(6)本市指名競争入札に参加する資格を有するものについては、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

なお、同資格を有していないものについては、同要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。

(7)自らの事業を行い、又はサービス等の提供に当たって許認可等が必要な場合には、当該許認可等が有効期間内であること。

※3 応募者が法人の場合で、完全親子会社の関係にある同一グループ内の企業で共同して応募する場合には、ひとつの法人とみなします。

#### 4 返礼品の条件

返礼品は、次に定める条件をすべて満たすように造成してください。

- (1) 市内で提供されるサービス等であること。
- (2) 寄附者の方が、将来にわたり横浜を応援したくなるような、「横浜らしさ」「横浜ならではの」を体験・体感いただける要素を含んでいること。(※4)
- (3) 横浜の魅力やイメージ向上、広報・PRに資するものであること。
- (4) 最低2名以上での利用が可能なサービス等であること。
- (5) サービス等に係る「利用券」又は「参加券」を発行するものとし、
  - ア 原則として、利用期限が「利用券」又は「参加券」の発行から6か月以内であること。(※5)
  - イ 記名式又は通し番号を付記する等により、転売の防止措置を施していること。
- (6) 次の表に定める、分野ごとの条件をすべて満たしていること。

分野	条件
ア 宿泊	① 客室から「横浜ならではの」眺望を楽しむことができるプランであること。
	② 宿泊施設(建物)自体に、横浜を代表し、又は横浜をイメージさせる「横浜ならではの」要素があること。
	③ 落ち着いた雰囲気の中で「横浜の魅力」を体感できるプランであること。
イ 食事	① 大人が落ち着いた雰囲気の中で料理を味わえるメニュー(プラン)であること。
	② 「ふるさと納税限定」の要素を含んでいること。
ウ 観光	① 「横浜ならではの」観光スポットを複数含むプランであること。
	② 手軽に横浜の魅力を体感できるプランであること。
エ 市内限定体験	① 市内でのみ提供され、横浜へ来なければ体験できないサービス等であること。
	② 「ふるさと納税限定」の要素を含んでいること。

(7) 返礼品に関する情報(返礼品についての説明文や画像データ等)を市に対して提供可能であること。(※6)

なお、返礼品に関する情報について、返礼品事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

- (8) 返礼品の内容が、公序良俗に反するものではないこと。
- (9) 返礼品の内容が、特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- (10) 本件募集開始時点において、既に返礼品となっているものと重複しない内容であること。

※4 市外でも同一のサービス等の提供を受けられるものについては、「横浜らしさ」「横浜ならではの」の要素を含まないものとします。

※5 利用期限を6か月以上とすることも可能ですが、「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）」に基づき、関東財務局への登録が必要になる場合がありますのでご注意ください（登録の可否については、関東財務局に確認してください）。

※6 市は、横浜市への「ふるさと納税」に係る広報・PRのため、当該情報をリーフレット、横浜市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト等へ掲載します。

なお、各種媒体における掲載場所・順序等は市が決定します（掲載内容については、事前に返礼品事業者を確認を行います）。

## 5 返礼品の価格及び寄附金額の設定等

(1) 返礼品は、次の表に定める支払額及び想定寄附金額の区分に従い、造成してください。

(2) 支払額は、市が返礼品事業者に対して支払う上限額であり、実際にかかる費用が上限額を下回る場合には、実際にかかる費用を支払います。

なお、支払額には、消費税、包装費用及び返礼品送料その他の経費を含むものとします。（※7）

区分	支払額	想定寄附金額
A	上限 3,000円	1万円以上2万円未満
B	上限 6,000円	2万円以上3万円未満
C	上限 9,000円	3万円以上5万円未満
D	上限 15,000円	5万円以上10万円未満
E	上限 30,000円	10万円以上15万円未満
F	上限 45,000円	15万円以上20万円未満
G	上限 60,000円	20万円以上25万円未満
H	上限 75,000円	25万円以上30万円未満
I	上限 90,000円	30万円以上50万円未満
J	上限150,000円	50万円以上

※7 市と返礼品事業者の間で返礼品供給に関する契約（単価契約）を締結しますので、返礼品の造成に当たっては、送料等の経費も考慮した価格設定を行ってください。

## 6 返礼品の発送等

(1) 市外にお住まいの寄附者からの申込みがあり次第、その都度、発送依頼（発注）を行います。返礼品事業者は、市から依頼があった返礼品を寄附者あてに送付してください。（※8）

(2) 返礼品は、サービス等に係る「利用券」又は「参加券」を発行し、市からの発注後2週間以内に、寄附者に対して発送してください。

(3) 発送は、簡易書留等の記録が残る方法（宅郵便等を含みます。）によるものとし、保管期間の経過等寄附者の都合により返送された場合の再発送費についても負担をお願いします。

(4) 返礼品事業者は、返礼品発送時に限り、寄附者からの求めがない場合であっても、自らの事業（商品等）に係るパンフレットを同封することができるものとします。

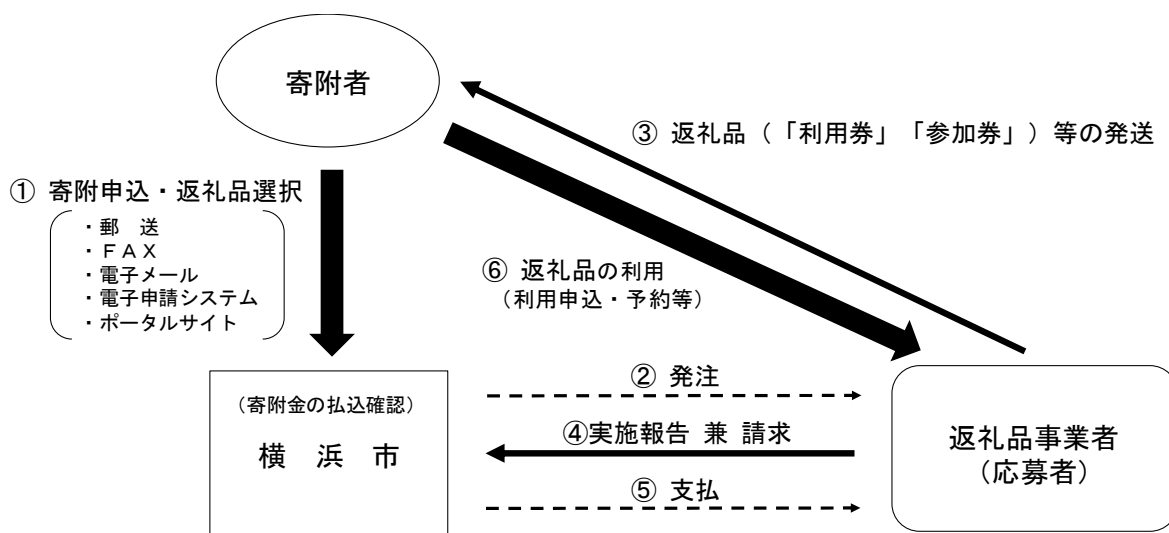
(5) 返礼品事業者は、紛失その他寄附者の都合により返礼品の再発行を求められたとしても、送達記

録等により返礼品が寄附者あてに届いていることが確認できる限り、再発行には応じないでください。万が一、再発行に応じた場合でも、再発行に係る費用は一切お支払できませんのでご注意ください。

※8 本事業の流れについては、次の「7 事業の流れ」を参照してください。

## 7 事業の流れ

(1) 市が寄附を受けてから、返礼品事業者に対して支払を行うまでの事業の流れは、概ね次の図のとおりです。(※9)



(2) 市は、様式4 (横浜市「ふるさと納税」返礼品発注票) により、返礼品事業者に対して寄附者への返礼品発送を依頼します (上記図②)。市からの発注後2週間以内に返礼品を発送してください。なお、発送に際しては、横浜市への「ふるさと納税」の返礼品であることが分かるようにしてください (上記図③)。

(3) 返礼品事業者は、様式5 (横浜市「ふるさと納税」返礼品送付実施報告兼請求書) により、1か月ごとの返礼品送付実績をまとめ、別途締結する契約で定める日までに市に提出してください (上記図④)。市は、様式5を受領した日から30日以内に返礼品の代金を支払い (指定口座へ振込) ます (上記図⑤)。

※9 業務システムの都合等により、図に示した事業の流れに対応できない場合には、様式1「7 その他 (特記事項等)」の欄にその旨を記載してください。提案の内容も含め、横浜市長がやむを得ないと特に認めた場合に限り、本事業の趣旨に反しない範囲において、市と返礼品事業者で対応について協議するものとします。

## 8 応募方法等

### (1) 応募方法

様式1 (横浜市「ふるさと納税」返礼品事業参加申出書兼提案書) に必要事項を記入し、必要資料を添付の上、次に定める期限までに横浜市財政局財源課 (「横浜サポーターズ寄附金」担当) 宛てに郵送又は持参にて提出してください。(※10)

#### ア 募集期間

令和元年12月2日 (月) ~令和2年1月6日 (月) まで (※11)

## イ 提出先（郵送又は持参先）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市財政局財源課財源係「横浜サポーターズ寄附金」担当

（受付時間：土曜・休日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

## ウ 添付資料

（ア）直近6か月における返礼品と同一又は類似のサービス等に係る実績（任意様式）

（イ）事業を行う上で許認可等が必要な場合には、当該許認可に係る許可証等の写し（有効期間内のものに限る。）

（ウ）その他返礼品について参考となる資料（パンフレット等）

## （2）応募点数の制限等

ア 応募点数には制限を設けませんが、全体の応募状況や提案内容を踏まえて、本件募集の趣旨に沿うように採用数の調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

イ 複数の応募者から同一内容又は類似の提案があった場合には、提案内容を比較考量の上、より本件募集の趣旨に合致した提案を採用させていただきます。

※10 （様式1）1枚につき、提案できる返礼品の数は一つまでとします。複数の提案をされる場合には、必ず提案数分の（様式1）を提出してください。

※11 郵送による提出は、募集期限までに提出先に到着したもののみを有効な申出として扱いますので、余裕をもって発送してください。当日の「消印」ではありませんのでご注意ください。

## 9 質問及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、様式2（質問書）により受け付けます。

（1）受付期間 令和元年12月2日（月）～12月11日（水）まで

（2）提出方法 FAX又はE-mailで次の提出先に様式2をお送りください。

（提出方法にかかわらず、送信後、必ず電話で到達確認を行ってください）。

なお、電話又は来庁によるお問合せには一切応じられませんので、ご注意ください。

【送信先】 横浜市財政局財源課財源係「横浜サポーターズ寄附金」担当

FAX：045（664）7185

E-mail：[za-zaigen@city.yokohama.jp](mailto:za-zaigen@city.yokohama.jp)

（到達確認：電話：045（671）2241）

（3）回答方法 令和元年12月16日（月）までに、横浜市ホームページへ掲載する方法により回答します。

【掲載先】 横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者の募集（公募）について

（URL）<https://www.city.yokohama.lg.jp//city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/henreihin-koubo.html>

## 10 返礼品事業者の決定等

### （1）返礼品事業者の決定等

ア 応募者からの提案について、横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者評価委員会において評価を

行い、その結果を踏まえて市長が決定します。

イ 市は、決定した内容について、様式3（横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者決定通知書）により、応募者に対して通知します。

なお、決定通知後、市と返礼品事業者は、改めて返礼品の提供に係る契約を締結するものとします。

## （2）返礼品の変更又廃止

ア 返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、その2か月前（但し、返礼品変更又は廃止が、寄附者に対してサービス等を提供するために必要な機材その他の故障・滅失等のやむを得ない事由による場合を除く。（※12））までに様式6（横浜市「ふるさと納税」返礼品変更（廃止）申請書）に必要事項を記入の上、提出してください。

イ 市は、内容を審査の上、問題がなければ、当該返礼品を廃止又は変更するものとし、様式7（横浜市「ふるさと納税」返礼品変更（廃止）決定通知書）により、返礼品事業者に対して通知します。

なお、市が返礼品変更（廃止）決定をするまでの間に寄附者から申込があった場合には、変更又は廃止前と同一の返礼品を寄附者に対して送付するものとします。

ウ 次に掲げる場合は、市は何らの通知等を行うことなく、当該返礼品事業者の提供する返礼品を廃止できるものとします。

（ア）返礼品事業者が、本要項に定める応募条件を満たさなくなった場合

（イ）返礼品事業者の提供する返礼品が、本要項に定める返礼品の条件を満たさなくなった場合

（ウ）返礼品事業者の行為により、市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

## （3）返礼品の見直し

ア 原則として、返礼品事業者から様式6の提出がない限り、横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者及び返礼品として取り扱われますが、寄附者からの申込状況等を踏まえ、市と返礼品事業者で協議の上、返礼品区分やサービス等の内容について見直しをお願いする場合があります。

イ 地方税法等の改正により、「返礼品等」の要件等が変更された場合には、協議を経ずに市から返礼品の見直しをお願いすることがあります。

※12 当該事実が判明次第、速やかに市に報告してください。代替品の提供その他必要な対応について市と返礼品事業者で協議するものとします。

## 11 個人情報の取り扱いについて

（1）返礼品事業者は、この事業に係る業務を処理するに当たり、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）及び関係法令を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努めなければなりません。

（2）返礼品事業者は、この事業に係る業務処理するために市から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。以下同じ。）を、返礼品の送付目的以外に利用することはできません。但し、返礼品以外の商品申込等により、返礼品事業者が寄附者から直接入手した個人情報を除きます。

（3）返礼品事業者と市との間で、別途、返礼品の供給に係る契約を締結するに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）が適用されます。

## 12 その他留意事項

- (1) 返礼品の詳細等に係る寄附者（市への寄附を検討している方を含む）からの問合せについては、返礼品事業者が対応してください。
- (2) 天災、荒天等の寄附者の責めに帰すことのできない理由により、サービス等が利用できない場合については、返礼品事業者の責任において、寄附者と調整の上、日程の変更や代替品の提供などを行ってください。
- (3) 返礼品の提供に伴う事故又はトラブル等は、すべて返礼品提供事業者の責任において対応するものとします。必要に応じて、損害保険等へ加入してください。
- (4) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、返礼品事業者は真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに市に報告するものとします。
- (5) 返礼品に関して、新聞・TV等のメディアから取材依頼があった場合には、事前に市へ報告の上、業務に支障のない範囲で対応をお願いします。また、取材対応を行った場合には、その日時・内容等について、速やかに市へ報告してください。
- (6) 各種応募書類に関しては、返礼品としての採否にかかわらず返却いたしません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

## 13 今後のスケジュール（予定）

令和元年 12月 2日（月）	提案募集開始・質問受付開始
12月 11日（水）	質問受付期限
12月 16日（月）	質問回答
令和2年 1月 6日（月）	提案受付〆切
1月 20日（月）～	審査結果通知
4月 1日（水）～	新たな返礼品に追加

## 14 問合せ先

横浜市 財政局財源課 財源係 「横浜サポーターズ寄附金」担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045 (671) 2241 FAX：045 (664) 7185

E-mail：[za-zaigen@city.yokohama.jp](mailto:za-zaigen@city.yokohama.jp)

## 附 則

この要項は、令和元年12月2日から施行します。

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持



ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

### 個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。